

「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知症など判断能力の不十分な高齢者を狙った悪質業者による住宅リフォーム詐欺事件が大きな社会問題になっている。そうした犯罪行為の横行を許さないため、関係機関が連携して悪質業者を排除することと、再発防止への早急な取り組み強化が求められている。

このような状況を受け、政府は、悪質業者に対する行政処分や取締りの強化、関係業界に再発防止策を求めるなどの内容の緊急対策をとりまとめた。

今後は、成年後見制度をより利用しやすくするための措置や、リフォーム工事に関する建設業法の見直しなどが必要であると指摘されている。

よって、国会及び政府においては、高齢者等を「リフォーム詐欺」から守るため、早急に下記の項目を実施するよう強く要望する。

記

- 1 成年後見制度の周知徹底及び申立費用や後見人報酬の助成を内容とした、成年後見制度利用支援事業を拡充するとともに、第三者後見人の人材の確保を行うこと。
- 2 建設業の許可が必要とされない500万円未満の工事を請け負う業者に対して、指導・監督を強化するとともに、請負契約の締結に関して、手続義務規定違反に対する罰則を設けるなど、建設業法の見直しを行うこと。
- 3 来年度開設予定である「日本司法支援センター」において、高齢者等を対象とした出張相談事業などを積極的に実施させること。
- 4 特定商取引法や消費者契約法、割賦販売法などを活用して被害者の早期救済を図るとともに、悪質住宅リフォームを対象にした取締法規の制定を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)10月27日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長

(提出者) 全議員